

田辺市産業経済緊急対策支援金

都市部を中心に緊急事態宣言が再発令され、本市においても新型コロナウイルス感染症への警戒感が強まり、消費意欲の低下や消費行動が著しく減退し、経済状況は緊急事態宣言対象地域と同様の状況にあることから、直接・間接的に影響を受けている事業者に対し、事業継続を下支えすることを目的に田辺市産業経済緊急対策支援金を交付します。

田辺市内に事業所・店舗等を有する中小企業者〔法人・個人事業主（商工業者・農林漁業者）〕のうち、新型コロナウイルス感染症拡大期により著しく影響を受けた方、もしくは新型コロナウイルス感染症により長期的に影響を受けた方

交付対象者

業種	中小企業基本法における中小企業者 (下記のいずれかを満たしていること)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
うち、旅館業		200人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※1 農林漁業者は「①その他の業種」になります。

※2 社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、漁業協同組合等）、有限責任事業組合、収益事業を行っているみなし法人等は「①その他の業種」に含めます。

◆個人事業主とは：事業を行う個人であって、主たる収入が給与、年金、不動産収入等でない方をいいます。ここでいう「主たる収入」とは、1年間の収入の半分以上が、「事業収入」であることとします。

申請要件

次の①～⑦の要件すべてを満たす事業者が対象

- ① 令和3年1月から3月までの期間のうちいずれか1つの任意の月の事業収入額と令和2年1月から3月、または平成31年1月から3月までの同月の事業収入額を比較して、50%以上減少していること（事業収入変動が大きい事業者を除く）、もしくは、令和2年1月から12月までの年間事業収入額と平成31年1月から12月までの年間事業収入額を比較して、30%以上減少していること。
- ② 令和2年12月1日時点において、市内で事業を営み、今後も継続して事業を行う予定であること。
- ③ 市区町村税及び国民健康保険にかかる税を完納していること。（徴収猶予の特例有り）
- ④ 法人については田辺市に法人市民税の納税義務があること。
- ⑤ 政治団体、宗教上の組織または団体でないこと。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業委託営業を行う事業者でないこと。
- ⑦ 田辺市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

申請書類の取得方法

申請書類、申請手引きなどは田辺市商工振興課、観光振興課、農業振興課、山村林業課、水産課、各行政局産業建設課、または田辺市のホームページで取得できます。

申請書等の郵送を希望される場合は、商工振興課までご連絡ください。

TEL：0739-26-9970

田辺市 商工振興課

検索

交付 基準額

事業規模別（令和2年12月1日時点の市内事業所等の常用雇用者数）に応じた支給額とし、その基準額（上限額）は下表のとおり、10万円から50万円までとします。
なお、支給額の計算方法等の詳細は、別途申請手引きをご確認ください。

市内事業所等の常用雇用者数	基準額（上限額）
0～5人	10万円
6～10人	15万円
11～20人	20万円
21～30人	30万円
31～50人	40万円
51人以上	50万円

※常用雇用者について
①正規職員など期間を定めて雇用していない従業員（役員、専従者は除く）
②パートやアルバイトなどの内、フルタイムで1年以上の雇用が見込まれる従業員

申請期間

令和3年3月1日（月）～同年5月31日（月）
※郵送の場合は令和3年5月31日の消印有効です。

提出書類

申請書に添付する関係書類は、業種や申告状況により異なりますので、申請手引き等でご確認のうえ、提出してください。

申請方法

- ① 郵送で申請する場合
申請書及び添付書類を商工振興課宛に郵送してください。
- ② 特設窓口で申請する場合（完全予約制）
新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、**完全予約制**となりますので、**事前に電話にて申請日時を予約**してください。
※令和3年2月24日（水）から受付開始

1) 特設窓口予約連絡先
TEL：0739-26-9970（令和3年2月26日（金）まで）
0739-33-7795（令和3年3月1日（月）以降）
※予約受付時間 8：30～17：15（土日祝日を除く）

2) 特設窓口（申請会場）
予約日時に申請書及び添付書類を持参の上、直接、申請会場までお越しください。
場 所：田辺市新屋敷町1番地 紀南文化会館1階 展示ホール
開設時間：9：00～18：00
※申請書類の確認作業等に時間を要するため、予約時間よりも申請手続の開始時間が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。
駐 車 場：市役所の有料駐車場（1時間無料）をご利用ください。
- ③ 各行政局でも申請できますので、事前に各行政局の産業建設課までお問合せください。
◆龍神行政局 産業建設課……TEL：0739-78-0800
◆中辺路行政局 産業建設課…TEL：0739-64-0501
◆大塔行政局 産業建設課……TEL：0739-48-0301
◆本宮行政局 産業建設課……TEL：0735-42-0751
（世界遺産熊野本宮館）

問い合わせ せ先

田辺市商工観光部商工振興課
〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
TEL：0739-26-9970 FAX：0739-22-9898